

「第7波」感染急拡大継続への対応

～岐阜県B A. 5対策強化宣言～

実施期間：8月5日（金）～9月4日（日）

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に歯止めがかかりません。一日あたり新規陽性者数は、8月9日（火）に過去最多となる4,725人が確認され、人口10万人あたりの新規陽性者数（7日間移動合計）も、1,000人を超える高い水準で推移しています。また、幅広い世代かつ県内全域で感染が拡大しています。

病床使用率は50%以上で推移しています。また、以下のとおりコロナ医療だけでなく、一般医療にも多大な影響を及ぼしています。

- 1) 医療従事者の感染急増により、各地の医療機関で一般病棟における入退院制限（8/19 現在：24 医療機関）や救急医療の制限（同：8 医療機関）に追い込まれていること
- 2) 8月中の救急搬送困難事案が60件（8/14 現在）と急増
- 3) 保健所の対応も限界を来たしており、業務の縮小・再整理を余儀なくされていること

このような医療ひっ迫を解消するためには、新規感染者数を減少させることが最も重要です。コロナは単なる風邪ではありません。このまま感染拡大が続けば、発熱外来への患者の殺到などにより医療全体に支障を来し、さらに深刻な医療ひっ迫が懸念されます。また、会社や学校など日々の社会生活を営むうえでも、感染により一定期間活動が制限されることとなり、重症化すればさらに多くの命が失われる恐れもあります。

こうした状況に鑑み、対策の進捗状況を踏まえて内容を強化するとともに期間を延長し、引き続き、特措法24条9項に基づき、対策への協力を要請してまいります。

県民、事業者、医療機関、市町村の皆様におかれましては、基本的な感染防止対策の徹底に取り組むことはもとより、これら要請の速やかな実行をお願いいたします。

令和4年8月19日 岐阜県知事 古田 肇